

教免法一部「改正」案の参議院での採決強行に抗議する（談話）

二〇〇二年五月二四日

日本高等学校教職員組合教文部長 工藤 毅

本日、参議院において、教育職員免許法一部「改正」案が、まともな審議もせずに採決が強行されました。日高教は、教職の専門性を維持・向上させることを定めた教免法自体を形骸化させる一部「改正」案の採決強行に対して厳しく抗議するものです。

日高教はこの「改正」案が、子ども・青年と学校をめぐる諸困難を解決する上でさらなる困難を持ち込むものとして反対してきました。それは以下の理由によるものです。

第一に、中学校・高校の教員が教員免許を持たなくても小学校の特定の教科を教えることができるということについては、

中学校・高校の教員が、専門的力量を小学校で発揮するということは一般的にはあり得るとしても、日常的に小学校で教えることは、子どもの発達段階にそった教免法の趣旨に反することです。学校種別のそれぞれの教員の力量を合わせて教育活動を充実させようとするのであれば、学校種別をこえた横断的な研修や自主的な教育研究活動を保障し、励ますことが必要です。また法「改正」案は、小学校での専科教員を配置すれば教科教育が充実することは自明であるにもかかわらず、そのための人の配置をせず便宜的に済まそうとするものです。それは、子どもと教育をめぐる困難を見ない、子どもたちを傷つける机上の暴論です。さらに、異なる学校種間の「兼務」によって、子ども・教員・学校運営のいずれにとっても著しい弊害が懸念されます。

第二に、特別免許状の授与要件から、学士の資格と有効期限を撤廃することについては、

特別免許状自体が教免法の趣旨に反するところから、限定的に措置された要件を撤廃するということは、教職の専門性を認めないということにつながります。それは、父母・国民に委託された教育活動をその専門的権能によって行い得る教員から、教育の専門的力量を奪うものであり、学校教育の基礎的信頼を失わせるものです。

これらの問題は、教職の専門性の「規制緩和」であり、学校教育を安上がりの効率主義で対応しようとする小泉内閣・文部科学省の学校教育への無責任さを示すものです。

いま登校拒否・不登校、高校中退や学力低下問題など子ども・青年の抱える諸困難を解決するために全国各地で教職員・父母・住民のさまざまな努力が積み重ねられています。この努力を教育行政がどう励まし援助するのかが問われています。学習指導要領の抜本的見直し、三〇人学級の実現など教育条件の整備、教職員の増員が差し迫った課題になっています。また、子どもと教育に意欲を持つ、教職課程を習得した多くの青年が、教職につけない状態を改善することも急がれています。

このような事態の下で、文部科学省はこれらの課題に 대응どころか教育系の大学・学部を縮小再編する「大学改革」をすすめる、日本の教育そのものを安上がり「規制緩和」しようとしているのが今回の教免法の一部「改正」案です。これは、教育活動についての考え方の違いをこえたどのような立場からしても、学校教育に一層の困難をもたらすだけでなく、日本の教育水準を意図的に低下させる愚策であり、日本の未来を損なうものと言わなければなりません。

日高教は、子ども・青年の成長・発達を願う父母・国民とともに、今回の教免法一部「改正」案のねらいを明らかにし、法案の廃案を要求するとともにその具体化を許さないために奮闘するものです。

以上